

昼トク e プラン

(主契約料金条件)

2026 年 11 月 1 日 実 施

四国電力株式会社

昼トク e プラン

目 次

本	則	1
1	適 用	1
2	契 約 種 別	1
3	適 用 範 囲	1
4	供給電気方式，供給電圧および周波数	2
5	契約負荷設備	2
6	契 約 電 力	2
7	季節区分および時間帯区分	3
8	料 金	4
9	使用電力量の算定	5
10	そ の 他	5
附	則	6
別	表	8

本 則

1 適 用

この昼トク e プラン料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

2 契 約 種 別

この料金条件の契約種別は，昼トク e プランといたします。

3 適 用 範 囲

電気需給条件〔低圧〕（以下「需給条件」といいます。）12（需要区分）(1)または(2)に該当する需要で，次のいずれにも該当し，かつ，当社との協議がととのった場合に適用いたします。

なお，需給条件 12（需要区分）(1)または(2)に該当し，お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は，需給条件 12（需要区分）(1)における最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）または(2)における契約容量は，別表 1（契約設備電力の算定）によって算定された契約設備電力といたします。（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）

(1) 次のいずれかに該当すること。

イ 別表 2（昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機）に定める小型機器（以下「昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機」といいます。）を使用し，かつ，その総容量（入力）が 1 キロボルトアンペア以上であること。

ロ 別表 3（ヒートポンプ給湯機）に定める小型機器（以下「ヒートポンプ給湯機」といいます。）を機器の設定等により主として昼間時間帯に蓄熱のために使用し，かつ，その総容量（入力）が 1 キロボルトアンペア以上であること。

- (2) 7（季節区分および時間帯区分）に定める夜間時間から昼間時間への負荷移行が可能な需要であること。

4 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，1（適用）を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

5 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

6 契約電力

- (1) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この料金条件により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には，この料金条件による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この料金条件によって受けた電気の供給とみなします。

ロ 契約負荷設備を増加される場合で，増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その1月の増加された日以降の期間は，その期間の最

大需要電力の値といたします。

- ハ 契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
- (2) (1)により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、需給条件4（単位および端数処理）にかかわらず、0.5キロワットといたします。

7 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 春 季

毎年3月1日から6月30日までの期間をいいます。

ロ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ハ 秋 季

毎年10月1日から11月30日までの期間をいいます。

ニ 冬 季

毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合

は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

- (2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼 間 時 間

毎日午前9時から午後3時までの時間をいいます。

ロ 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

- (1) 基 本 料 金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の10キロワットまで	2,003円18銭
上記をこえる1キロワットにつき	562円01銭

- (2) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼 間 時 間

昼間時間のうち、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金を、夏季および冬季に使用された電力量には夏季および冬季料金をそれぞれ適用いたします。

	春季および 秋季料金	夏季および 冬季料金
1 キロワット時につき	28円37銭	32円37銭

ロ 夜間時間

1 キロワット時につき	32円37銭
-------------	--------

9 使用電力量の算定

使用電力量の算定は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の算定は、需給条件 19（使用電力量の算定）に準ずるものといたします。

なお、料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。この場合、消滅日における30分ごとの使用電力量は、消滅日前日に使用したものとみなします。）において合計した値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の各時間帯ごとの使用電力量を合計した値といたします。

10 その他

- (1) この料金条件にもとづく需給契約を開始後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。
- (2) 最大需要電力が50キロワット以上となる場合は、需給契約の変更について協議するものとし、それまでの間は、この料金条件に準じて取り扱います。

附 則

1 実 施 期 日

この料金条件は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2 この料金条件の実施にともなう経過措置

この料金条件にもとづく、2026 年 11 月の検針日の前日まで（2026 年 11 月の検針日より前に需給契約が消滅した場合は、その消滅日の前日までといたします。）の料金は、本則 8（料金）にかかわらず、次によって算定された基本料金、電力量料金および需給条件別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、契約電力に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の10キロワットまで	1,670円90銭
上記をこえる 1 キロワットにつき	504円90銭

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼 間 時 間

昼間時間のうち、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金を、夏季および冬季に使用された電力量には夏季および冬季料

金をそれぞれ適用いたします。

	春季および 秋季料金	夏季および 冬季料金
1 キロワット時につき	27円60銭	31円60銭

ロ 夜間時間

1 キロワット時につき	31円60銭
-------------	--------

別 表

1 契約設備電力の算定

契約設備電力は、原則として需給条件 13（契約容量および契約電力）(1) に準じて定めます。ただし、お客さまと当社との協議により、最大需要容量が需給条件 12（需要区分）(1)イに該当する場合にはその最大需要容量にもとづき契約設備電力を定めます。

なお、最大需要容量は、需給条件 12（需要区分）(1)に準じてえた値といたします。

2 昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機

- (1) 昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機とは、ヒートポンプを利用して主として昼間時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸き上げる機能を有する機器をいいます。
- (2) 昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機を取り付けもしくは取り外しまたは取り替えられる場合は、当社に申し出ていただきます。
- (3) 当社は、昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

3 ヒートポンプ給湯機

- (1) ヒートポンプ給湯機とは、ヒートポンプを利用して蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸き上げる機能を有する機器をいいます。
- (2) ヒートポンプ給湯機を取り付けもしくは取り外しまたは取り替えられる場合は、当社に申し出ていただきます。
- (3) 当社は、ヒートポンプ給湯機の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、ヒートポンプ給湯機の機能を証明する書類等を提示して

いただくことがあります。